

覚書

■■■■ (以下「甲」という。) と ■■■■ (以下「乙」という。)
とは、甲所有の後記表示(1)記載建物および乙所有の後記表示(2)記載建物の屋根の樋が双方越境している部分(以下「越境部分」という。)の処置につき次のとおり合意しました。

第1条 甲および乙は、屋根の樋が双方越境していることを互いに確認します。

第2条 甲および乙は、将来、後記表示(1)記載建物ならび後記表示(2)記載建物の再建築を行う際、越境部分を自己の責任と負担において撤去するものとします。

第3条 甲は後記表示(1)記載建物を第三者に譲渡した場合、当該第三者に対してもこの覚書の内容を継承させ、効力が及ぶものとすることを確認します。

第4条 乙は後記表示(2)記載土地を第三者に譲渡した場合、当該第三者に対してもこの覚書の内容を継承させ、効力が及ぶものとすることを確認します。

以上、合意成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲・乙署(記)名押印の上、各1通を保有します。

平成31年 1月14日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

不動産の表示

(1) 甲所有建物：【所在】板橋区成増四丁目 2030 番地 16 【家屋番号】2030 番 16

【種類】居宅・車庫 【木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建】

【床面積】1階 28.35㎡ 2階 28.35㎡ 地下1階 28.35㎡

以下余白。

(2) 乙所有建物：【所在】板橋区成増四丁目 2030 番地 17 【家屋番号】2030 番 17

【種類】居宅・車庫 【木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建】

【床面積】1階 25.51㎡ 2階 25.51㎡ 地下1階 25.51㎡

以下余白。

覚書

■■■■■（以下「甲」という。）と ■■■■■（以下「乙」という。）とは、乙所有の後記表示（１）記載建物のうち、甲所有の後記表示（２）記載土地に越境している部分（以下「越境部分」という。）の処置につき次のとおり合意しました。

第１条 甲および乙は、乙所有のエアコン架台の一部が越境していることを互いに確認します。

第２条 乙は将来、後記表示（１）記載建物の再建築もしくはエアコンの再設置を行う際、越境部分を自己の責任と負担において撤去するものとします。

第３条 甲は後記表示（２）記載建物を第三者に譲渡した場合、当該第三者に対してもこの覚書の内容を継承させ、効力が及ぶものとすることを確認します。

第４条 乙は後記表示（１）記載土地を第三者に譲渡した場合、当該第三者に対してもこの覚書の内容を継承させ、効力が及ぶものとすることを確認します。

以上、合意成立を証するため、この覚書２通を作成し、甲・乙署(記)名押印の上、各１通を保有します。

平成31年 1月 14日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

不動産の表示

(1) 乙所有建物：【所在】板橋区成増四丁目 2030 番地 15 【家屋番号】2030 番 15 の 2
【種類】居宅 【構造】木・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建
【床面積】1階 32.31 m² 2階 28.75 m² 地下1階 29.43 m²
以下余白。

(2) 甲所有土地：【所在】板橋区成増四丁目 【地番】2030 番 16 【地目】宅地
【地積】48.19 m²
以下余白。